

「郊外部における働く場の創出事業～旭区左近山団地における実証実験～」における設置事業者の評価及び選定に関する要綱

制 定 令和4年6月30日 旭政第256号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、「郊外部における働く場の創出事業」として旭区で実証実験を行うにあたり、旭区左近山団地に「働く場」を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を公平かつ適正に評価及び選定するために必要な事項を定めるものである。

(設置事業者の公募)

第2条 本事業は、広く提案を募ることが適当なため、設置事業者を公募し、応募した者の中から第4条に基づき評価委員会が評価し選定する。なお、応募に必要な手続き及び提出書類等は別途定める。

(応募資格)

第3条 応募資格を有する者は、単独事業者または共同企業体によるものとし、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 単独事業者の応募資格は次の各号のとおりとする。

ア 別表1の法人格を有していること。

イ 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その運用が行われていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、横浜市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。

エ 横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日施行）に基づき、指名停止を受けている者でないこと。

オ 市税（横浜市外の事業者にあつては国税）を滞納していないこと。

カ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。

キ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産宣告を受け、復権していない者でないこと。

ク 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始申立てを行っている者でないこと。
- コ 横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号）第8条に規定する措置の対象でないこと。
- サ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。
- シ 市の広報に協力できること。

(2) 共同企業体の応募資格は、前号をすべて満たす者で構成された共同企業体（以下、「JV」という。）で、代表者を1社選定していること。ただし、共同提案者は複数のJVに所属すること及びJVに所属しながら単独で提案を行うことはできない。

（評価委員会）

第4条 評価委員会は、次に掲げる事項について、提案書等の必要書類及びプレゼンテーションを踏まえて評価を行い、最も評価点の高いものを選定する。

- (1) 事業実績
- (2) 設備・運営内容等
- (3) 確実性・独自提案

2 評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

旭区地域振興課長

旭区区政推進課長

経済局企業誘致・立地課長

経済局新産業創造課担当係長

建築局住宅再生課担当課長

3 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は旭区地域振興課長、副委員長は建築局住宅再生課担当課長をもって充てる。

4 委員長は、委員会の事務を統括し、委員会の会議の議長となる。

5 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

6 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

(評価基準)

第5条 評価基準は、別表2に定めるところによる。

(結果の公表)

第6条 市長は、結果を速やかに応募者に通知するとともに、選定されたものの名称を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
一般社団法人 一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人
公益社団法人 公益財団法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号に規定する公益社団法人及び同第2条第2号に規定する公益財団法人
地方銀行	「一般社団法人全国地方銀行協会」又は「一般社団法人第二地方銀行協会」の会員行
信用金庫 信用協同組合	信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する信用協同組合
特定非営利活動 法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
大学	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学

分類		満点	評価の視点
事業実績			
1	シェアオフィス等の設置又は運営の実績を有している	10	・シェアオフィス等のオフィス設置又は運営の経験がある
設備・運営内容等			
2	必須の要件が全て整備されている	20	・必須の要件をすべて満たし、場を有効に活用できる提案がなされている
3	設備や開所時間の柔軟性など、利用者にとって利便性が高く効果的に活用できる施設となることが期待される	30	・多様な「働く場」として利便性の高い設備が設置される ・利用人数や目的に応じられる設備が設置される ・利用者のニーズに応じて開所日数・開所時間を柔軟に変えられる ・その他の提案により、利用者にとって利便性が高く効果的に活用できる施設となることが期待される
4	利用者同士のコミュニケーションやコラボレーションを促すための環境整備や仕掛けづくりが提案されている	15	・利用者同士のコミュニケーションやコラボレーションを促すための環境（設備）を整備し、仕掛けづくりが提案されている
5	子育て世代支援のためのサービスが提案されている	15	・実現可能性の高い提案がなされている
6	起業支援に繋がる仕組みが提案されている	15	・具体的かつ効果的な提案がなされている
7	施設の認知度を高める広報計画が提案されている	10	・具体的かつ効果的な提案がなされている
8	提案内容を実施できる運営体制になっている	10	・確実に実施できる体制になっている
確実性・独自提案			
9	必要な工程が整理され、確実に開設できる	20	・必要な工程が詳細に整理され、それぞれの工程について余裕のあるスケジュールが組まれている
10	左近山団地の特性を踏まえた提案になっている	15	・左近山団地の特性を踏まえた提案になっている
11	特筆すべき独自の追加提案が含まれている	15	・追加の提案がある

合計点 175

【採点および選考方法】

- ・評価委員が書類審査およびプレゼンテーション審査の内容を個別採点方式により評価し、評価委員全員の合計点数で順位付けします。（応募者多数の場合は、書類審査により上位者を選出し、上位者に対してのみプレゼンテーション審査を実施する場合があります。）
- ・評価委員の合計点数が同じ場合は、加重科目（上表の下線部）の合計得点が上位の者を選定します。
- ・加重科目の合計点数が同じ場合は、委員長が選定します。
- ・評価委員の合計点数が6割に満たない場合は選定されません。
- ・「2」の点数が0点の場合は、他の項目の点数に関係なく選定されません。